

昭和二十三年厚生省令第三十号

化製場等に関する法律施行規則
する。

化製場等に関する法律施行規則を次のように定める。

化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号。以下「法」という。）第六条第一項（法第八条及び法第九条第五項において準用する場合を含む。）の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同様第二項に規定する証票は、別に定める。

附 則
この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二五年四月一日厚生省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年九月六日厚生省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年九月一五日厚生省令第一九号）

この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（施行期日）
（経過規定）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
（経過規定）

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
（経過規定）

この省令は、許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十七号）の一部の施行の日（昭和五十五年六月一日）から施行する。

附 則（昭和五九年九月五日厚生省令第四二号）抄
この省令は、昭和五十五年五月一日厚生省令第一六号）抄
この省令は、許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十七号）の一部の施行の日（昭和五十五年六月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の興行場法施行規則（以下「旧興行場法施行規則」という。）第二条に規定する営業の変更等又はこの省令による改正前のへい獸処理場等に関する法律施行規則（以下「旧へい獸処理場等に関する法律施行規則」という。）第三条（旧へい獸処理場等に関する法律施行規則第四条において準用する場合を含む。）に規定する経営の停廃止等若しくは第七条に規定する動物の飼養若しくは収容の停止等を行つた者については、旧興行場法施行規則又は旧へい獸処理場等に関する法律施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

1 附 則（平成二年二月一七日厚生省令第一二号）抄
この省令は、へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。